

財務規則の改正理由について

この度改正する聖籠町財務規則「別記1（建設工事請負基準約款）」は令和3年10月1日の建設業法改正に伴い改正するものであり、主な改正箇所は下記のとおり。

1 工事現場に設置する者

第11条（現場代理人等）、第13条（工事関係者に対する措置請求）、第53条（あっせん又は調停）

「監理技術者補佐」が新たに設けられたことに伴い、監理技術者補佐の規定を追加するとともに、監理技術者補佐が設置された場合の監理技術者の専任要件を緩和するもの

1) この対応に伴い下記様式を修正するもの

- ・第86号様式の2（工事一部履行届）
- ・第94号様式の1（工事着手届）

2 著しく短い工期の禁止

第21条の2（著しく短い工期の禁止）【追加】、第31条（請負金額の変更に代える設計図書の変更）

働き方改革を促進する観点から、発注者は、契約変更を行う場合でも、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とすることを禁止する条項を追加するもの

3 適用日

本取扱いについては、令和3年3月22日から適用する。

以上

【問い合わせ】

聖籠町役場 総合政策課 財政係

TEL 0254-27-2111（内線262）

FAX 0254-24-2119

E-mail sousei@town.seiro.niigata.jp